

## ふじのもり居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 ふじのもり居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)等に定める内容を尊守し、事業を実施するものとする。実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を踏まえ、指定居宅サービス、地域密着型サービスをはじめ、保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画の作成から、各サービス事業者との連携調整その他の便宜の提供といった居宅介護支援を行うことを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人高生会 ふじのもり居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 京都市伏見区深草西出町3番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員・常勤兼務）
  - ア 管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所における介護支援専門員、他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うこと。
  - イ 管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者に法令等において規定

されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 主任介護支援専門員 1人以上(うち1人は、管理者と兼務)

介護支援専門員 **2名以上**

介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる

2 介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は厚生省令第38号13条を尊守する

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日～1月5日は休日とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

事業所内1階相談室及び利用者の自宅において行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握する。

(3) 使用する課題分析票の種類は全国社会福祉協議会方式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求める。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを確認したうえで、居宅サービス計画書を利用者並びに各サービス事業者に交付する。

#### 6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

#### 7 指定居宅介護支援の契約時に際しては、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めるここと、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し同意を得ることとする

(利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領分の利用料は、介護報酬に定める額によるものとする。ただし、利用者負担金は求めない。
- 2 法定代理受領以外の場合は介護報酬に定める額を徴収し、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた利用者宅を訪問する場合は、下記の交通費を徴収する。

通常の実施地域から片道 5 k m未満	500円
通常の実施地域から片道 5 k m以上～10 k m未満	1,000円
通常の実施地域から片道 10 k m以上の場合 5 k mまで毎に	500円加算

- 4 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び上記費用について記載した文書をもって説明した上で、サービスを受けること並びにその費用の支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合であって、事業者の責めに帰する場合のものについては、損害賠償を速やかに行うも

のとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村や国保連合会が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 本事業所は、従業者の資質向上のために必要な研修の機会を隨時設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においても同様とする。

3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ケアプラン作成における説明)

第13条 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事情所において前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、訪問介護等という。)の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合割合の説明を文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ます

(衛生管理等)

第14条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じて医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1

回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及びまん延の予防のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を予防するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 成年後見制度の利用促進
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) 前項6項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第16条 事業所は、身体拘束等の訂正かの推進に向けて、次の次項に掲げる措置を講ずるものとする

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこなってはならない
- (2) 身体拘束等をおこなう場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

(業務継続に向けた取り組み)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の次号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を当該法人と共に作成するとともに従業者に周知徹底を図る。
- (2) 業務継続のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、業務継続のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なう。
- (6) 利用者に対して業務継続に向けた取り組みについて口頭での説明を懇切丁寧

に行なう。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 事業所は職場における性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

- (1)→法人内に各事業所から選出された委員によるハラスメント防止委員会を設置し並びに会則、職員用リーフレットも作成し職員に周知する
- (2)→定例会議を最低年に二回開催し職員に対するアンケートを実施、その結果を公表する
- (3)→相談窓口は法人総務とし必要時には緊急のハラスメント防止委員会を開催し迅速な対応に取り組む
- (4)→法人内でのハラスメントだけではなく利用者や家族等からのハラスメントにも対応する

附則

この規程は、平成27年7月8日から施行する。

この規定は、平成28年2月21日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

この規定は、平成29年9月25日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月21日から施行する。

この規定は、平成30年7月13日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する

この規定は 令和4年9月16日から施行する

この規定は 令和5年8月1日から施行する

この規定は 令和5年10月1日から施行する

この規定は 令和6年4月1日から施行する

この規定は 令和6年7月1日から施行する

この規定は 令和7年7月1日から施行する